

医療崩壊を防ぐ 今が正念場

12月12日、県は「福岡コロナ警報」を発令しました。感染者が増え続け、病床稼働率が上昇するなどしたためです。医療崩壊は、感染症対策に支障が出るだけでなく、必要な人に医療が提供できなくなる恐れもあります。一人一人の感染予防が、自分と大切な人を守ります。

新型コロナウイルスは、咳やくしゃみで鼻や口から出た飛沫を吸い込んだり、ウイルスが付いた手指で、目、鼻、口の粘膜に触れたりすることで感染します。当たり前のようにやつていても、まずは手洗いをする。調理や食事をする前にも、手洗いをしましょう。



移動中も感染予防は忘れずに

いを忘れずに。

②マスク着用と咳エチケット
マスクは鼻と口の両方を確實に覆い、隙間がないようにする。マスクをしていないときには、咳やくしゃみをする場合は、ティッシュペーパー、ハンカチ、洋服の袖で鼻や口を覆う。

③密閉・密集・密接を避ける
換気が悪く、人が密に集まつて過ごすような空間に大人数で集まるのことを避ける。

④寒くても換気し適度な湿度で室温が下がらない範囲で、窓を開け空気の通り道を作る。窓は、対角線上に開けるとより効果的。乾燥しやすい室内では、加湿器などを使い50%~60%の湿度を保つ。

⑤保健予防課 (0942-30-9730)、FAX (0942-30-9833)
市ホームページに詳しいQRコード



POINT 会食を楽しむためにも対策はしっかりと

成人式や新年会などでは、多くの人が集まってお酒を酌み交わす機会が多くなります。「食べるところ」、「話すところ」は、感染リスクが高まるのことを忘れないでください。一人一人の感染予防の徹底が必要です。

【感染リスクを下げるためには】

- ①飲酒は、少人数・短時間で、なるべく普段一緒にいる人と。深酒やはしご酒は控えて適度な酒量を心掛ける
- ②箸やコップは一人一つで。使い回さない
- ③席は、正面や真横を避けて斜め向かいに座る
- ④食べるときだけマスクを外し、会話の時はマスクを着用する
- ⑤換気を適切にしているなどの工夫をしている、ガイドラインを順守した店を選ぶ
- ⑥体調が悪い人は参加しない

年末年始も相談できます

発熱や息苦しいなどの症状がある場合は電話で相談してください。24時間、土曜・日曜・祝日も対応しています。

市新型コロナウイルス相談センター
☎ 0942-30-9335
FAX 0942-30-9833

医療従事者の皆さんに感謝

新型コロナの治療に当たる医師や看護師の皆さん、最前線で未知のウイルスと立ち向かっています。自分や家族の感染リスクという大きなプレッシャーの中、私たちの命を救うために、昼夜を問わず頑張っています。感謝の気持ちで応援を。

新型コロナ対策を継続

令和2年12月補正予算

12月17日の市議会で、新型コロナ対策などの補正予算が可決されました。全36事業で補正総額は約16億円です。これまでの補正を含め、市の一般会計の予算総額は約1773億円になります。

【高齢者・保育施設などの従事者へPCR検査実施】

高齢者施設や学校などで感染者が発生すると、集団感染になります。重症化しやすい高齢者や基礎疾患のある人への感染拡大防止のため、施設などで働く人に無料でPCR検査を実施します。対象は、検査を希望する高齢者施設や障害者施設、保育園、幼稚園、小・中学校の職員などです。

◎健康福祉部総務 (0942-30-9022)、FAX (0942-30-9752)

【検査増加に対応】

冬は、新型コロナに限らず、ウイルスの感染リスクが高くなるため、発熱患者が多くなることが予想されます。その結果、新型コロナ検査の件数が大幅に増える見込みです。検査は保険適用されますが、患者負担分は公費で対応しています。検査の増加にも対応し、新型コロナ対策に引き続き取り組みます。

◎保健予防課 (0942-30-9730)、FAX (0942-30-9833)

市ホームページ
令和2年度補正
予算へ
詳しくは
QRコード

【ひとり親世帯を継続支援】

新型コロナにより事業所の休業などで収入が減ったり、子育ての負担が続いたりしているひとり親世帯に、臨時特別給付金を再支給します。基本給付額は1世帯5万円、第2子以降、1人につき3万円加算されます。前回、受給している人は申請不要。受給していない人は再支給分と一緒に申請できます。

◎家庭子ども相談課 (0942-30-9066)、FAX (0942-30-9718)

市ホームページ「ひとり親世帯臨時特別給付金基本給付の再支給」へ

ひとり親世帯給付金 支給対象を確認を

ひとり親世帯臨時特別給付金の申請をしていない人は、手続きが必要です。申請締切は1月29日(金)です。再支給分も併せて申請できます。

児童扶養手当を受給していない人でも、下記のいずれかに該当する人は条件を満たす場合があります。詳しくは問い合わせ先に連絡してください。

【基本給付】

■対象①公的年金を受給していて、令和2年6月分の児童扶養手当の支給が全額停止された人、または児童扶養手当の認定を受けていない人 ②6月以降にひとり親などになり、新型コロナの影響により収入が減

少した人。①②共に収入が児童扶養手当の受給要件を満たす水準のみ

■給付額 1世帯5万円。第2子以降、1人につき3万円加算

【追加給付】

■対象 基本給付の①に該当する人で、収入が減少した人は追加給付が受けられます

■給付額 1世帯5万円

◎家庭子ども相談課

(0942-30-9066)、FAX (0942-30-9718)

【学校の感染防止対策支援】
コロナ禍でも子どもたちの学習環境を維持するため、学校は

【学校の感染防止対策支援】

庄島小学校は、感染対策のため、図書室などに空気清浄機を設置

